



## 世田谷区にも、ふるさと納税



例えば

### 医療的ケア児とその家族の笑顔のために

ふるさと納税は、区民の皆さんがお住まいの世田谷区にすることも可能な制度です。医療的ケア児とその家族への支援や犯罪被害を受けた方々への支援など、ご自身が応援したい取り組みを選んで寄附することができます。制度上、区民の皆さんへ返礼品をお送りすることはできませんが、皆さんからの寄附が思いをのせて必要な事業に使われるように、ふるさと納税で世田谷を応援してください。



世田谷区長 保坂 展人

あなたの一押しで

もっと輝くまちになるように、

“せたがや”をふるさと納税(寄附)で

応援してください!

例えば

### 犯罪被害に

### あわれた方達の

### 支援のために



選べる

寄附の使い道について、詳しくは中面をチェック▶▶▶

# 応援したい取り組みをお選びください！

### 犯罪被害を受けた方や そのご家族・ご遺族のために

犯罪被害者等支援を持続的に行うため、「世田谷区犯罪被害者等支援等基金」を創設しました。  
いただいた寄附金は犯罪被害を受けた方やそのご家族・ご遺族への経済的支援や二次被害防止のための啓発事業等に活用します。



☎人権・男女共同参画課  
☎6304-3453 FAX6304-3710

### 医療的ケア児と その家族の笑顔を増やしたい

日々様々な困難を抱えながら生活する医療的ケア児とそのきょうだい、家族が楽しく、安全に暮らしていくための支援に活用します。



☎障害保健福祉課  
☎5432-2242 FAX5432-3021

### せたがや 動物とともにいきるまち プロジェクト

動物の飼い方等に関する講習会・学習会開催費用、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術への補助などを通じて、地域と動物との共生を目指します。



☎生活保健課  
☎5432-2908 FAX5432-3054

### 児童養護施設等を巣立つ 若者などの自立のために

これまで、児童養護施設等を巣立つ若者への給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援に活用してきましたが、新たに、過去に虐待等を受け、親族からのサポートがなく、困難な状況にある若者にも対象を広げるとともに、医療費支援にも活用します。



☎児童相談支援課  
☎6304-7740 FAX6304-7786

### 子ども・若者が、笑顔で、 自分らしく、チャレンジできる

子ども・若者の多様な活動や、子育て家庭を支える取り組み、子どもを育む地域活動の支援等に活用します。



☎子ども・若者支援課  
☎5432-2253 FAX5432-3016

### せたがやの教育の充実のために

小・中学校の建替え、子どもの海外教育交流やICTを活用した学びの充実に取り組みます。



☎教育総務課  
☎5432-2652 FAX5432-3028

義務教育施設整備基金  
世田谷遊びと学びの教育基金

### 本庁舎等整備プロジェクト

築後60年以上が経過した庁舎等を改築し、区民の生活の支えや交流の拠点となる場所づくりのために活用します。



☎庁舎管理担当課  
☎5432-2088 FAX5432-3006

### 等々力溪谷プロジェクト ～みんなで育む緑と水～

等々力溪谷公園の通行止め解除に向けた作業や、健全な樹林地の保全・育成等に活用します。



☎公園緑地課  
☎6432-7907 FAX6432-7989

### せたがやクラファン! チャレンジ (市民活動支援事業)

せたがやクラファン! チャレンジ 市民活動団体等が行う地域課題などの解決を目的とした事業に活用します。



☎市民活動推進課  
☎6304-3174 FAX6304-3597

### 災害に強いまちづくりに

近年、激甚化・頻発化する自然災害の発生に備え、発災後の応急対策や復旧のためだけでなく、備蓄などの災害への備えや体制整備にも活用します。



☎災害対策課  
☎5432-2262 FAX5432-3014

### いつまでも安心して 暮らし続けられる

福祉施設や市民活動団体への支援など、“住みなれた地域ですべての人がともに支えあう”地域をつくります。



☎保健福祉政策課  
☎5432-2292 FAX5432-3017

☎市民活動推進課  
☎6304-3174 FAX6304-3597

### みんながスポーツを楽しめる

バラスポーツの推進をはじめ、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツを楽しめる環境をつくります。



☎スポーツ推進課  
☎5432-2742 FAX5432-3080

### 多文化共生のまち “せたがや”を目指して

地域の国際交流団体等への支援など、区に住む全ての人たちがお互いを尊重し合える多文化共生の意識づくり・国際交流等の推進に活用します。



☎文化・国際課  
☎6304-3439 FAX6304-3710

### 文化・芸術が華のように咲き誇る

地域の文化活動への支援や文化施設の改修・改築等に活用します。



☎文化・国際課  
☎6304-3427 FAX6304-3710

### 気候危機を食い止め、持続可能な 環境を次世代に引き継ぐ

一人ひとりが環境への影響を考えて行動を変えていく取り組みや再生可能エネルギーの導入を後押しする取り組みなどにより、地球温暖化対策を進めます。



☎環境政策課  
☎6432-7131 FAX6432-7981

### 花とみどりが笑顔をつなぐ

公園の整備・魅力向上や、みどりの普及啓発、特別保護区の保全など、大切なみどりを守り、ふれあえる場所を増やします。



☎みどり政策課  
☎6432-7902 FAX6432-7989

### あなたの財産を未来につなげるために **遺贈** という選択肢があります

ご遺言や故人の想いを受けた相続人の方などが、社会貢献・地域貢献として遺贈(相続)財産の一部を区の施策等にご寄附いただくことができます。



世田谷区では、区内の金融機関と協定を締結し、遺贈の相談窓口を紹介しています。

各相談窓口の連絡先はこちら ▶▶▶



### たくさんのご寄附をありがとうございました!

寄附の状況



| 年度   | 寄附金額 (百万円) | 寄附件数 (件) |
|------|------------|----------|
| R2年度 | 約400       | 約4000    |
| R3年度 | 約150       | 約2000    |
| R4年度 | 約300       | 約4000    |
| R5年度 | 約350       | 約6000    |
| R6年度 | 約1000      | 約10000   |

令和6年度 個人・法人からの寄附

**10,033件**  
**10億3,939万円**

区政全般のために

特定の取組みに限定せず、区政運営全般に活用します。

☎総務課  
☎5432-2062 FAX5432-3000

区民の方も寄附していただけます!

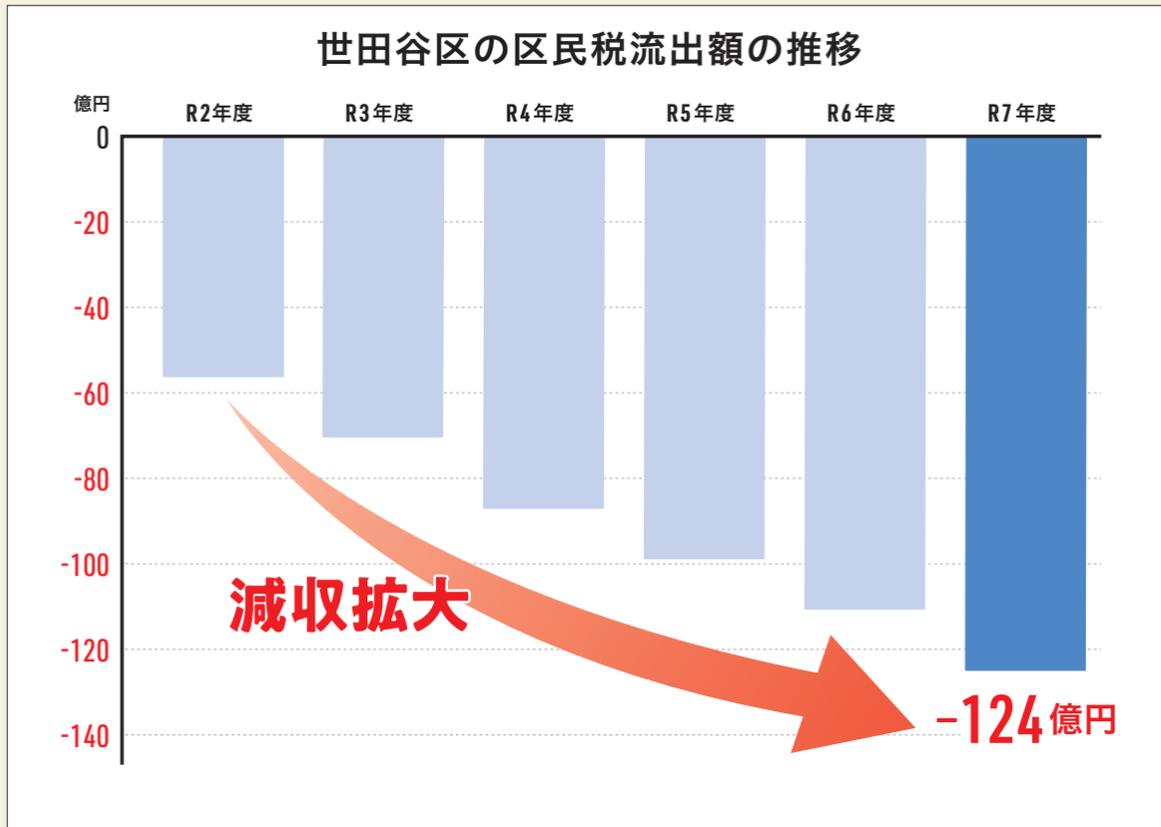
区民の方も世田谷区にご寄附いただくことができ、税金の控除対象となります。

世田谷区ふるさと納税特設サイトからご覧ください ▶▶▶





# 世田谷区では、ふるさと納税による減収額が拡大しています!!



このまま  
流出が続くと…?

学校改築やごみの収集など  
区民サービスに影響が出てしまう  
かもしれません!



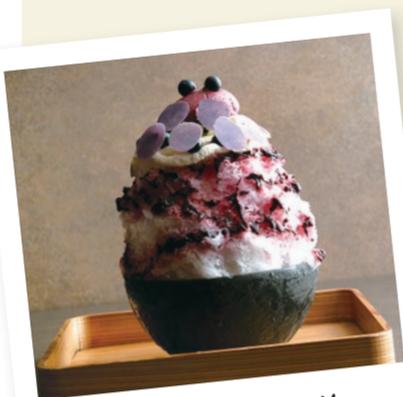
流出を食い止める  
ための取組み

## 1 寄附の使い道の拡充

クラウドファンディング型のふるさと納税など、「世田谷を寄附で応援したい!」と思っただけのような取組みに、ふるさと納税(寄附)を募っています。

## 2 返礼品の充実

世田谷区にゆかりのある品など、返礼品を拡充することで、区外の方に世田谷区の魅力を知ってもらい、寄附につなげられるよう取り組んでいます。



DÉGUSTATION  
かき氷



PÂTISSERIE ASAKO  
IWAYANAGI  
焼菓子詰合せ



TOKYO COWBOY  
ローストビーフ

## 3 制度是正の働きかけ

東京23区の区長で構成される特別区長会を通じて、制度の問題点を国に訴え、廃止を含めた制度の抜本的な見直しを求めています。

- 寄附金控除額に上限を設けること
- 地方交付税不交付団体にも減収に対する補てんをすること
- 自治体が国の肩代わりをする不合理なワンストップ特例制度を見直すこと など



世田谷区ふるさと納税特設サイト▶▶▶

ふるさと納税(寄附)で  
世田谷を  
応援してください!